

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、伝統的観光地の再活性化を図るため、市町村が地域観光事業者等と共同して取り組みを進める事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金交付の対象者は、市町村（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前条に規定する事業、経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事

業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告書の様式、提出期限）

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則 この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	伝統的観光地の再活性化に資する事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 報償費（講師、アドバイザーなどへの謝金等）・ 旅費（講師、アドバイザーなどへの旅費等）・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）・ 役務費（通信運搬費等）・ 委託料（事業実施に関する委託業務）・ 使用料及び賃借料（会場使用料等）・ その他知事が事業実施に必要と認める経費
補助率	補助対象事業経費の1 / 2以内

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
市町村名
代表者名 印

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第 1 号の 2)
 - (2) 事業収支予算書 (様式第 1 号の 3)
 - (3) その他参考資料

様式第1号の2

事業計画書

事業の名称	
事業目的・ 想定される効果	
事業内容	
事業実施予定日 (期間)	
その他特記事項	

事業収支予算書

(単位：円)

1 収入の部

区 分	予算額	備 考
県補助金		

2 支出の部

区 分	予算額	備 考

(申請者) 殿

山梨県知事

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伝統的観光地再活性化支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

番
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり変更をしたいので、伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要綱第5条
第1項第1号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した
書面を添付すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり中止（廃止）をしたいので、伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要
綱第5条第1項第2号の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

※参考となる書類を添付すること。

様式第5号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第5号の2）
- (2) 事業収支決算書（様式第5号の3）
- (3) その他参考資料

3 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 店 預金種別（当座・普通）
口座名義 _____ No. _____

様式第5号の2

事業報告書

事業の名称	
事業内容	
事業実施日 (期間)	
その他特記事項	

事業収支決算書

(単位：円)

1 収入の部

区 分	予算額	決算額	備 考
県補助金			

2 支出の部

区 分	予算額	決算額	備 考

※ 支出した経費内容がわかる領収書等の写しを添付のこと

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった伝統的観光地再活性化支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 ¥

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 店 預金種別 (当座・普通)
口座名義 _____ No. _____

様式第7号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

伝統的観光地再活性化支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあったこのことについて、
伝統的観光地再活性化支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 (知事が補助金の額の確定通知書により通知した額)	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金 に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

※積算の内訳を添付のこと